

3 緑の配置方針図



4 計画の実現に向けて

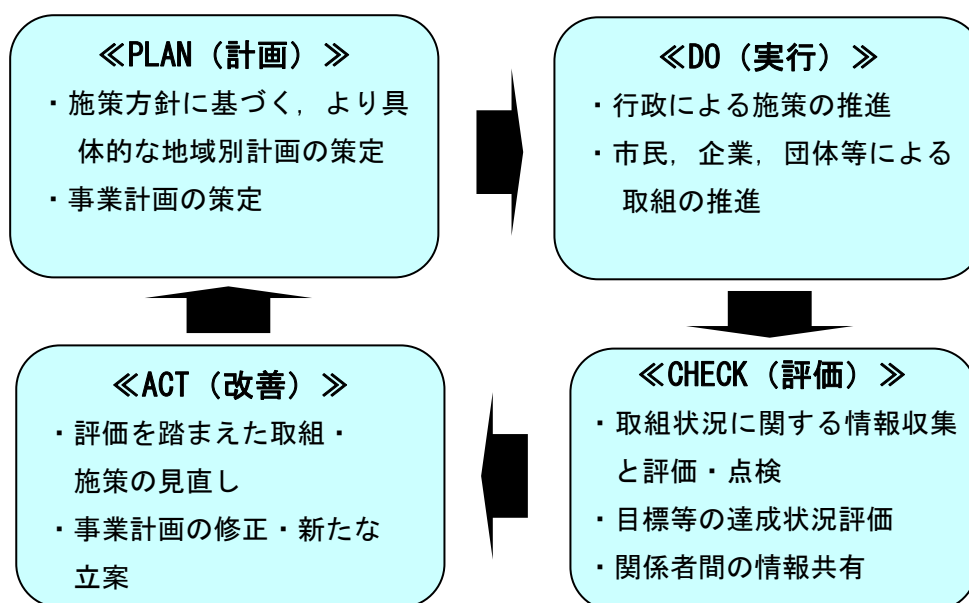
緑の将来像実現のためには、本計画に基づく取組を着実に進めていくことに加え、その進捗状況や取組の効果（目標等の達成状況）を点検・評価し、次のステップに反映させていくことが重要です。

そこで、本計画では、PDCAサイクルによる進行管理を導入することにより、計画の実効性を高めていきます。特に、《CHECK（評価）》においては、本計画で設定した「緑の目標水準」及び、視点ごとの「取組目標」を定期的に確認していきます。計画期間内に目標値の年次が設定されている場合には、その後も継続的に目標として活用していけるよう、関連計画の改定などにあわせ、目標値及び目標年次の見直しを実施します。

また、緑に係る施策の推進のために、庁内関係各課の代表により構成される「検討委員会」を設置し、定期的な情報交換・評価を行います。

さらに具体的な各取組の進捗の評価方法や、推進体制の設置等については、平成22年度以降に策定予定の実行計画と併せて検討を進めていきます。

【PDCA サイクル 概念図】



III 地域別計画



平成 22 年度検討予定

用語解説

ア行

■アメニティ (P7)

やすらぎやうるおいをもたらす快適な環境のことを指す言葉のことを言います。

■一級河川 (P11)

国土保全、経済上重要な河川で、国土交通省(国)による管理が行われています。宇都宮市内では、鬼怒川、田川、姿川、西鬼怒川などが一級河川です。

■宇都宮市環境基本計画 (P3)

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」を目指すための、環境の保全と創造に関する総合的な計画です。(平成 20(2008)年改訂)

■宇都宮市景観計画 (P3)

美しいまちなみ、かけがえのない自然、豊かな歴史・文化的景観を次世代の子どもたちに残すため、景観をより美しく守り、育て、創るための景観に関する計画です。(平成 20(2008)年改訂)

■運動公園 (P23)

各種の運動施設が設置され、主として市民が体育・スポーツ等活動を行うことを目的とした公園のことを言います。宇都宮市内には鬼怒川緑地運動公園や県総合運動公園など 8 箇所にあります。

■NPO (P83)

社会に貢献する活動を行う民間非営利団体 (Non-Profit Organization の略称)。環境、福祉、まちづくり、国際交流など様々な分野で社会貢献活動に取り組む団体です。

■オープンスペース (P1)

公園や広場などの、建物等で覆われていない空間のことを言います。

■温室効果ガス (P4)

温室のガラスと同じように、太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に通過させますが、地表から放射される熱を吸収し、熱が地球の外に放出されるのを妨げる効果を持ちます。二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、クロロフルオロカーボン (CFC) などがあります。

カ行

■街区公園 (P28)

街区内に住む人々が日常最も身近に利用する公園で、児童の遊戯や運動、高齢者の運動や休憩に配慮した地域の中心的な施設であり、同時に身近な緑の場を提供するものです。

■風の道 (P56)

公園や街路樹などの緑や河川・運河などの水が連続することによりつくられる、都市内の空気の通り道のことを言います。これにより、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染物質の拡散防止を図ります。

■河川区域 (P28)

堤防と堤防の間の河川としての役割をもつ土地のことで、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域です。

■河川法 (P28)

国内の河川整備のあり方などを規定している法律で、昭和 39(1964)年制定されました。「治水」「利水」「環境保全」「地域住民の意見の反映」の観点を河川整備の目的としています。

■緩衝緑地 (P30)

工場地帯や幹線道路などから発生する騒音、振動、悪臭、ばいじん、大気汚染などの公害の防止・緩和及び災害を防止するために、住宅地と工業地帯等を遮断

することを目的に設置する緑地のことを言います。

■京都議定書(P4)

平成9(1997)年12月京都で開催された、締約国会議で採択された気候変動枠組条約に関する議定書のこと。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減目標の達成を義務付けたものです。

■近隣公園(P28)

近隣街区に居住する者を利用の対象とし、幼児から老人までの年齢層に利用されるよう、運動広場を中心とする動的レクリエーションの施設が配置されている公園。

■グリーントラスト(P37)

無秩序な開発から緑地を守る運動を「グリーントラスト運動」といいます。市民や企業からの募金を基金として土地を取得することなどにより、優れた自然を市民共有の財産として、末永く保全していこうとする運動です。宇都宮市内では、現在(財)グリーントラストうつつのみやが活動しています。

■黒ボク(P10)

腐植に富み、軽くて粘りけの乏しい黒色の土壌。黒土。

■景観計画(P3)

景観法に基づき、景観の保全・形成を図るために定める計画です。景観の保全・形成に関する方針・行為の制限、景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めます。

■景観形成重点地区(P21)

宇都宮を代表する誇れる景観を有している地域において、地域特性に応じたきめ細かな規制・誘導を行い本市の「顔」となる景観形成を目指す地区のこと。

■景観形成推進地区(P21)

宇都宮市景観計画に基づき、市民自らが積極的に景観形成をしようとし、市に要請することにより指定される地区のこと。

■景観緑三法(P6)

(景観法, 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律, 都市緑地保全法等の一部を改正する法律)

「景観法」, 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つをまとめて「景観緑三法」といいます。平成16(2004)年12月7日に施行されました。

■公共施設緑地(P28)

都市公園以外の公有地, または公的な管理がされており, 公園緑地に準じる機能を持つ施設のことを言います。

■洪積層(P10)

新生代第四紀更新世(約200万年前~2万年前)に堆積した地層のこと。関東ローム層は洪積層の代表的な堆積物で, 段丘などの台地を構成しており, 平坦な沖積平野の下にも浸食を浮けた洪積層が存在しています。

サ行

■碎屑物(P10)

岩石が壊れてできた破片や粒子を指す地質学用語のこと。泥や砂や礫がこれにあたります。

■里山(P2)

市街地や集落地の周辺にあり, かつて薪や炭の供給源となるなど日常において人の生活と密接なかかわりを持ち, 人が利用してきたことで成立した場所。

■砂礫台地(P10)

台地の構成状態が厚い砂礫層からなるものを砂礫台地といいます。

■市街化区域(P14)

無秩序な市街化を防止し, 都市の健全計画的な市街化を図るため, 都市計画区域のうち市街地として積極的に整備し優先的に市街化を図る区域のこと。

■市街化調整区域 (P15)

無秩序な市街化を防止し、都市の健全計画的な市街化を図るため、都市計画区域のうち市街化を抑制するために定める区域のこと。

■市街地再開発事業 (P15)

既存市街地を再開発することによって新しい時代に対応する市街地を創り出す事業のことを言います。都市機能の更新、駅前広場や道路などの都市基盤の整備、住環境の改善などを目的として行われます。

■史跡 (P20)

歴史上の事件に関係のある場所、古い建物やその遺構のことを指します。また、文化財保護法において歴史上または学術上価値が高いと認められる記念物のうち、日本国や地方公共団体が指定した重要な遺跡のことです。

■施設緑地 (P28)

公共施設等として管理される緑地のことで、都市公園や公共・民間施設緑地がある都市公園のように国、県、市町村が土地を所有し公共施設として管理される緑地のことを言います。

■自然環境の保全及び緑化に関する条例 (P37)

自然環境の適正な保全及び緑化を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、基礎調査等の実施や、地域開発施策等における配慮等について定めた条例です。栃木県は本条例に基づき県自然環境保全地域を指定しています。

■自然公園 (P28)

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、設置された公園のこと。宇都宮市では宇都宮県立自然公園があります。

■自然公園法 (P28)

国立公園・国定公園・都道府県立自然公園について規定した法律のこと。優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養に資することを目的とし、昭和32（1957）年に制定されました。

■市民協働 (P57)

市民参加のあり方を表す考え方で、市民、事業者、行政など様々な立場の人がお互いの行動や考え方を尊重しながら信頼・協力をする関係を言います。

■借地公園 (P6)

企業の保有する遊休地等を期限付きで地方公共団体が借り上げ、公共の公園として整備活用する公園のことを言います。

■住区基幹公園 (P30)

住民の安全で健康かつ生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設けられている公園のことで、街区公園や近隣公園等が含まれます。

■準用河川 (P11)

一級河川および二級河川以外の河川で市町村長が指定したものを言います。二級河川と同様の規定が準用され、市町村長が管理を行います。

■少子高齢化 (P12)

出生率が低下し、生まれる子どもの数が減少するとともに、平均寿命が延び、高齢人口の全人口に占める割合が持続的に上昇する社会変化のことを言います。

■深成岩 (P10)

地下深部でマグマがゆっくり冷却固結した岩石のことを言い、代表的なものに花崗岩・石英閃緑石などがあります。

■森林法 (P28)

森林生産力向上を目的とした森林行政の基本となる法律（昭和26（1951）年）。森林計画の樹立、保安林・

保安施設地区の指定等について定めています。

■人工排熱 (P4)

建物空調や自動車の走行、工場の生産活動などにより排出される熱のこと。

■水源涵養 (P53)

森林の土壌に雨や雪が浸透し、貯留され、河川へ流れ込む水の量を安定させる機能のことを言います。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されたり、洪水を防ぐ機能があります。

■ストック型社会 (P6)

経済諸量の発生と変化に価値を見だし生産を行うフロー型社会に対し、その蓄積に価値を見だし利用を行う社会を言います。

■スプロール化 (P81)

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成されることを言います。

■生物多様性 (P4)

遺伝子(種内)、生物種(種間)と、それによって成り立っている生態系の3つのレベルにおける多様性を示す概念のことを言います。

■潜在自然植生 (P82)

現在の地形で人為的影響を一切停止したときに、その土地が示すと理論的に説明することのできる自然植生のこと。実際の植生回復に応用する試みが各地で行われています。

■扇状地性低地 (P10)

扇状地の末端部に位置し、急流河川が運搬してきた砂・石・軽石等で形成されている地形のことを言います。

■総合公園 (P30)

都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。

タ行

■第三次生物多様性国家戦略 (P5)

生物多様性国家戦略：生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもののことを言います。日本では、平成7（1995）年に「生物多様性国家戦略」を策定し、平成14（2002）年3月に全面的に改定され「新・生物多様性国家戦略」が策定されました。さらに07年に「第3次生物多様性国家戦略」が策定されています。

■多自然川づくり (P41)

魚類の生息のために重要な瀬や淵の創出、木や石を用いることによる空隙の多い水際環境の創出、護岸表面の覆土等による緑化、多段式やスロープ式の魚がのぼりやすい工夫などにより、生物の生息や環境に配慮した川づくりを行うことを言います。

■地域森林計画対象民有林 (P28)

森林法に基づき市町村が、伐採面積、伐採方法等を記載した森林整備計画を作成し、森林の転用や伐採に対する行為の制限などを行う民有林のことを言います。

■地域制緑地 (P28)

公園整備のように土地の権限を取得するのではなく、法律や条例などの規制等により良好な自然的環境を保全する緑地のことを言います。

■地区計画 (P55)

地区の特性を活かした個性的で良好な街並の形成を目的として、道路や公園などの地区施設の配置及び規模、建築物等の制限、草地や樹林地の保全に関する様々なルールを定めた都市計画のことを言います。

■地区公園 (P30)

まとまりのある地域を配置の単位とし、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園のことを言います。

■チャート(P10)

堆積岩の一種のこと。緻密で細かい石英からなる硬い岩石。ふつう乳白色で、含まれる不純物により赤・緑・灰色などのものがあります。放散虫や珪藻などが深海底に集積してできたものと考えられています。

■沖積層(P10)

新生代第四紀更新世末期（約2万年前）以降に堆積した比較的新しい地層のこと。内陸部では河川等による堆積物により形成され、一般に軟弱地層として特徴付けられます。日本の平野部の多くは、沖積層により覆われています。

■天然記念物(P20)

日本にとって価値が高く重要な動物・植物・地質・鉱物等を、文化財保護法等によって指定するものです。

■都市基幹公園(P30)

住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園を言います。

■都市基盤(P11)

道路・公園・河川・下水道など、都市活動（生活や産業活動）を支える基幹的な施設のことを言います。

■都市基盤河川(P11)

本来普通河川であったものを早期改修の必要性から法河川として整備する都市基盤河川改修事業の事業対象となる河川を都市基盤河川と言います。

■都市計画マスタープラン(P3)

住民に最も身近な自治体である市町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりビジョンを具体的に示し、地区毎の整備・開発又は保全の方針をよりきめ細かく定めた計画のこと。

■都市計画河川(P16)

都市計画に定められた都市施設としての河川のことを言います。

■都市計画区域(P15)

自然的・社会的条件からみて一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとされる区域で都市計画法に基づく都市計画が立てられる区域です。

■都市計画道路(P16)

都市の基盤的施設として都市計画決定された道路のことを言い、自動車専用道路、幹線街路などが含まれます。

■都市計画法(P28)

都市計画の基本となる法律。都市環境の悪化を防ぎ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的としています。

■都市公園(P6)

「都市公園」とは都市計画区域の設置される公園または緑地で、住区基幹公園（身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園）や、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園などさまざまな種類の公園があります。なお、緩衝緑地、緑道、墓園なども都市計画上の「都市施設（公園等）」として位置付けられます。

■都市公園法(P6)

都市における営造物としての公園の設置や管理の基準等を定める法律。都市公園の健全な発展を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。昭和31（1956）年に制定されました。

■都市緑地(P1)

都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るための緑地のことを言います。

■都市緑地法(P1)

都市における緑地の保全, 緑化の推進に関する法律。良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。昭和 48 (1973) 年に制定された旧緑地保全法の平成 16 (2004) 年の法改正(景観緑三法の制定)により制定されました。

■土地区画整理事業(P15)

土地所有者から土地の一部を提供してもらい, 道路や公園等の新たな公共用地として活用し, 整然とした市街地を整備することにより居住環境を向上させ, 全体としての利用増進を図る事業のことを言います。

ナ 行

■二次林(P14)

その土地本来の自然植生が災害や人為によって破壊された後に, その置き換え群落として発達している森林のことを言います。日本の雑木林は, 燃料用の薪や炭を焼くために切られた後, 自然に再生したもののため, 二次林と呼ばれることもあります。

■農業振興地域整備法(P28)

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について, その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するため法律のことです。農業振興地域では長期間にわたり農業経営を行う区域として, 農業目的以外の土地利用が制限されます。

■農用地区域(P28)

農業振興地域整備法に基づき, 農業振興地域内において, 長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が整備計画により用途(農地, 採草放牧地, 農業用施設用地等)を定めて設定する区域のことを言います。

ハ 行

■半固結堆積岩(P10)

岩石化の過程にある, 土粒子, 鉱物粒子等が結合し, やや固まっている状態にある堆積岩のことを言います。

■ビオトープ(P55)

生物を意味するBioと場所を意味するTopeとを合成したドイツ語で, ある生物群が生息できるまとまった空間を言います。環境改善の目的で都市内の空地, 校庭などに生物の生息・生育空間となる池や草原などを設置したものを指すこともあります。

■非線引き区域(P15)

都市計画区域内で, 市街化区域にも市街化調整区域にも指定されていない区域を言います。

■ヒートアイランド現象(P2)

都市部は, 郊外に比べて気温が高いため, 等温線が島状に表れる現象のことを言います。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑が少ないこと, 人間の生活や産業活動に伴う人工排熱の増大, 大気汚染物質等が原因とされています。

■広場公園(P30)

主に商業地などの地域で, 人々の休息や街の景観を向上させることを目的として配置される公園のことを言います。

■風致公園(P30)

樹林地・水辺地などのすぐれた風致を楽しむ公園のこと。史跡など文化財と一体となって, その保護と利用を図るようにした公園もあります。

■風致地区(P28)

都市計画法に基づき, 都市の自然美を維持することを目的として市町村が定める地区のことで, 建築物の建築や木竹の伐採などが制限を受けます。

■普通河川(P11)

河川法で法的な適用を受けない河川を言います。

■文化財(P20)

広義では人類の文化的活動によって生み出された建築物, 遺跡, 美術品, 音楽, 演劇などの有形・無形の

文化的所産のことを言います。その中でも学術上、歴史上、芸術上等の価値が高く、後世に残すために保存等の措置が取られるべきものを、特に「指定文化財」と位置づけ、条約、法律、条令等による文化財保護制度の対象としています。

■文化財保護法 (P28)

文化財の保護に関する基本的な事項を定めている法律のこと。文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としています。昭和 25 (1950) 年に制定されました。

■保安林区域 (P28)

水源の涵養、災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林のことを言います。

■保全契約緑地 (P28)

民有地における身近な緑の保全、整備について、土地の所有者と地方公共団体等が契約を結び、保全を図る緑地のことを言います。

マ 行

■緑の募金 (P50)

緑の募金法に基づき、従来の〈緑の羽根募金〉を引き継ぐものとして創設された募金。募金は国内外の森づくり・緑化事業に活かされています。

■民間施設緑地 (P29)

民有地で公園緑地に相当する機能を持つ施設のことを言います。公開性や永続性を有する社寺境内地等が該当します。

■名勝 (P28)

文化財保護法によって指定される記念物のうち、日本のすぐれた国土美として欠くことができず、風致景観の優秀なもの、また芸術的・学術的価値の高いものを言います。公園、庭園、花樹、岩石、湖沼、海浜、山

岳、高原などが指定されます。

ヤ 行

■屋敷林 (P1)

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のことです。

■谷戸 (P21)

台地・丘陵地の内部に向かってたくさんの谷が入り込んでいる場所の地形を言います。

■優占種 (P17)

生物群集で、最も数が多いか、もしくは最も広い面積を占めている種のことを言います。

■誘致圏 (P34)

公園の規模に応じて計算され、圏内の在住者がその公園の利用者として想定される範囲のことを言います。

■ユニバーサルデザイン (P75)

すべての人が公平に利用できるような製品・環境を作り出そうというデザインや、その設計の考え方を言います。

ラ 行

■立体都市公園制度 (P6)

都市部において、土地の有効利用を図るとともに、都市公園を効率的な整備を目的として、人工地盤や建築物の上部への公園の設備を可能にする制度のことを言います。都市公園の地下部の利用、多様な施設と複合的な公園利用が可能となります。

■緑化地域制度 (P6)

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

■緑視率 (P67)

人の目に映る緑の量が、一定範囲内に占める割合のことを言います。人の緑に対する満足度等を測る指標として用いられることが多くあります。

■緑地環境保全地域(P28)

市街地、集落地及びこれら周辺地における樹林地、水辺地やこれらに類する自然環境を有する土地のうち、自然環境を保全することが特に必要な区域として、栃木県自然環境保全条例に基づき指定される地域のことを言います。

■緑地協定(P28)

計画的に整備された住宅地等で良好な住環境の育成のため、住民が作った地域の緑化に関するルールについて市の認可を受け、住民同士が協定を結ぶ制度のことを言います。

■緑道(P30)

災害時の避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、住区を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地のことを言います。

■緑被率(P24)

区域に占める緑被地(樹林地・草地をあわせた土地)の割合のことです。

緑被地は、樹木被覆地と草地をあわせた土地で、緑被率は一定の区域における緑被地の占める割合をパーセントで表示します。

■ローム(P10)

砂や粘土等が混じりあった土壌や堆積物のことで、第四紀の火山活動に由来する火山灰起源の関東ローム(赤土)は、洪積層の代表的な堆積物を言います。

ワ 行

■ワークショップ(P84)

グループによる討議や作業による研究集会、講習会のことを言います

(仮称) 第2次宇都宮市緑の基本計画
全体構想 (案)

平成22年5月

発行：宇都宮市

担当：都市整備部 緑のまちづくり課

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号